

衛生管理者試験事務取扱要領

(制 定：令和8年3月31日国海員第485号)

(最終改正：令和8年5月18日国海員第65号)

衛生管理者の試験にかかる事務については、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号。以下「省令」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第一 試験の実施に係る本省の事務

本省は、次に掲げる事務を行わなければならない。

- 1 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）との調整による、衛生管理者試験の試験地の決定
- 2 決定した試験地を管轄する地方運輸局の本局（以下「試験地本局」という。）との調整による、試験の日程その他試験の実施に必要な事項（以下「試験の日程等」という。）の決定
- 3 船員システムにおける試験地及び試験の日程等の登録並びに試験コードの作成
- 4 省令第11条の規定に基づき、試験期日の1月以上前に、受験手続その他試験に必要な事項の公示

第二 受験の申請

一 窓口における受験申請の受理

1 受理窓口

受験申請は、試験地本局で受理することができる。

2 申請書の受理

受理窓口は、次の事項に留意して受理しなければならない。

(1) 次に掲げる提出書類がそろっていること。

- ① 衛生管理者試験受験申請書（第1号様式）
- ② 船員手帳又は次のいずれかに掲げる書類（旧姓の併記を希望する場合は、当該旧姓が確認できるものに限る。）
 - (i) 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
 - (ii) 本籍の記載がある住民票の写し（申請の日前1年以内に作成されたものに限る。）
 - (iii) 旅券
 - (iv) 在留カード
 - (v) 特別永住者証明書
 - (vi) 氏名、国籍及び生年月日を証する書類であって権限のある機関が発行したもの
- ③ 申請の日前6月以内に撮影した自己の写真（縦4・5センチメートル、横3・5センチメートルの単独・無帽かつ、正面のもの。）

(2) 申請書に記載された氏名、生年月日、性別、本籍（外国人にあつては国籍。以下同じ。）を(1)②の書類と照合して誤りがないこと。

(3) 試験実施日において 20 歳以上であること。

(4) 納付額 (5,400 円) に過不足がないこと。

3 受理後の処理

受理窓口は、申請を受理したときは、e-Gov に申請書の情報その他必要事項の入力及び添付書類の添付を行う。

4 郵送に関する留意事項

(1) 郵送による申請の場合は、原則、簡易書留等により郵送させる。特に船員手帳を郵送する場合は必ず簡易書留等によること。

(2) 受取方法（郵送もしくは窓口）を申請書の余白に記入させること。

郵送による受験票の交付を希望する場合は、宛先を明記し、書留郵送料を貼った封筒を提出させること。

二 受験票の作成及び交付事務

受験票の作成及び交付事務は試験地本局が行うものとし、船員システムにより処理すること。

1 受験票の作成

試験地本局は、申請者情報に不備がないことが確認した後、遅滞なく受験票を作成すること。なお、申請者本人により e-Gov を通じて行われた申請については、一の 2 (1) (①を除く。) から (3) までの確認を行い、手数料の支払が確認できた場合に、受験票を作成すること。

2 受験票の交付処理

(1) 受験票の交付

試験地本局は、受験票の作成後、遅滞なく交付処理を行わなければならない。

(2) 窓口における受験票の交付

試験地本局は、e-Gov から受験票をダウンロードし、これを印刷した上で、本人又はその代理人等に交付しなければならない。なお、代理人等に交付する場合は氏名、生年月日等の口頭確認等を行った上で交付すること。

第三 試験の実施等

一 試験の実施

1 試験当日までに係る事務

試験地本局は、次に掲げる試験当日までに係る事務を行わなければならない。

(1) 本省から試験日の前日までに送付された試験問題用紙について、試験開始時まで外部に漏えいすることのないよう厳重に保管すること。

(2) 受理した受験申請に基づき、受験者名簿（第 2 号様式）を作成すること。

2 試験当日の事務

試験当日は、次の事項に留意して事務を行わなければならない。

(1) 試験は、試験地本局（その運輸支局及び海事事務所を含む。）又は本省の職員が、少なくとも 2 人以上、試験場の管理に当たること。

(2) 試験場の管理に当たる職員は、受験者名簿の出欠欄に欠席者については×印を、受験者については○印を付すとともに、受験票の写真により本人確認を行うこと。

- (3) 結果通知書及び衛生管理者適任証書（省令第2号様式。以下「適任証書」という。）又はその両方の郵送を希望する者には、宛先を明記し、書留郵送料を貼った封筒を提出させること。この場合においては、受験者名簿の備考欄に、「結果通知書（適任証書）郵送希望」と記入すること。
- (4) 筆記試験開始前に署名用紙を配布し、筆記試験終了後に、答案用紙と併せて署名用紙を回収すること。
- (5) 試験の途中で棄権する受験者がいた場合には、当該受験者に筆記試験の問題用紙を提出させるとともに、その旨を受験者名簿の備考欄に記入すること。
- (6) 試験終了後は、直ちに受験者名簿を用いて受験者数と筆記試験の答案数が一致していることを確認し、受験者名簿、筆記試験の答案及び実技試験の採点結果を本省へ送付すること。

二 合否の決定並びに結果通知書及び適任証書の作成

合否の決定及び結果通知書の作成は本省が、適任証書の作成は試験地本局が行うものとし、結果通知書及び適任証書の作成は船員システムにより処理すること。

1 合格者の決定

本省は、筆記試験について採点を行い、実技試験については採点結果を審査した上で合否を決定し、合格者の受験番号を国土交通省ホームページにおいて公表しなければならない。

また、試験地本局にあつては、合格者の受験番号を掲示しなければならない。

2 結果通知書の作成

本省は、合格者の決定後、遅滞なく結果通知書を作成し、試験地本局へ送付すること。

3 適任証書の作成

試験地本局は、2の処理後、遅滞なく適任証書を作成すること。なお、作成にあたり、第二の一の2の(1)②及び③、署名用紙並びに結果通知書を添付すること。

三 交付事務

1 適任証書の交付処理

試験地本局は、二の処理後、遅滞なく交付処理を行わなければならない。

2 窓口における適任証書の交付

試験地本局は、e-Gov から適任証書をダウンロードし、これを印刷した上で、本人又はその代理人等に交付しなければならない。なお、代理人等に交付する場合は氏名、生年月日等の口頭確認等を行った上で交付する。

第四 申請書等の書類の保存期間は、次のとおりとする。

衛生管理者試験受験申請書	1年
申請に係る納付書	1年
筆記試験の答案	6ヶ月

附則

(施行期日)

この通達は、令和8年5月18日から施行する。

衛生管理者試験受験申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

船員法第82条の2第3項第1号の試験を受けたいので申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年	月 日
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

3. 試験番号

収入印紙貼付欄

